

令和元年度 開放特許等を活用したビジネスアイデア学生コンテスト 実施要項

<開催趣旨>

開放特許等を活用した事業アイデアの企画立案に関するコンテストを通じて、参加学生に課題解決型の機会を設け、実践的思考と能動的な取り組み態度を涵養すると共に、産学連携の一形態として地域経済界における事業創造活動の活性化に貢献することを目的とする。

<募集内容>

以下の(A)(B)をともに満たすアイデア

(A) 商品・サービスのビジネスプランであって、その商品・サービスは(1)または(2)に基づくものであること。

(1) 自ら選択した開放特許等の公開技術情報を起点として発案された商品・サービス（シーズ起点のアイデア）。

(2) 社会課題等を解決するための事業アイデアを起点として、その解決方法として開放特許等の公開技術情報を自ら探索し、発見した公開技術情報を利用して発案した商品・サービス（ニーズ起点のアイデア）。

(B) 商品・サービスの事業化検討や市場性調査等を十分に行ったビジネスプランであること。

<対象公開技術>

・ 近畿経済産業局 知財ビジネスマッチング事業の HP に掲載されている開放特許等。

（一部ライセンサーから了解を得られていない特許を除く）

・ 上記以外の公開技術の場合、第三者（本コンテストの審査委員、等）が容易にアクセスできる出所の公開技術（出所を必ず明示すること）。

<プレゼンテーション>

参加チームは、一次審査およびコンテスト本選において、上記対象公開技術を利用かつ、上記募集内容を満たすビジネスプランのプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション後に、審査委員による質疑の時間を設ける。

プレゼンテーション時間は、参加チーム数に応じて決定する。

また、一次審査は参加チームと審査委員および関係者のみのクローズ形態で実施し、コンテスト本選は一般聴講者も出入りするオープン形態で行う。

<審査>

一次審査、およびコンテスト本選当日、上記プレゼンテーション後に審査を行う。審査に当たっては、商品・サービスの斬新さだけでなく、その商品・サービスの市場性等の裏付けも評価対象とする。

審査基準については、審査委員会において別途定め、公表する。

また、審査委員は、上記プレゼンテーションの審査の他、ビジネスプランドラフトに対し、プランの改善に繋がるコメントを付与する（参加チームは、当該コメントに基づき、各自のビジネスプランをブラッシュアップした上で一次審査に参加すること。）。

<表彰>

近畿経済産業局長賞 1点

審査委員特別賞 複数点

<エントリー資格>

- (1) 近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の大学に在籍する大学生、大学院生によるチームであること（理系、文系は問わない。）。
- (2) 1チーム10名程度を上限とし、その他にチームを指導する指導者（各大学の教職員）が参画すること。
（一人の教職員が複数のチームを指導することは可。）
- (3) 原則、同一大学内でチームを編成することとするが、指導者の管理監督が行き届く範囲（例えば、同一ゼミ内に複数大学の学生が所属する、等）であれば、複数大学の学生でチームを編成することを妨げない。
- (4) 一次審査（2019年11月開催予定）およびコンテスト本選（2020年1月13日開催予定）のプレゼンテーションに出席できること。

<提出書類>

- (1) ビジネスプランドラフト

参加チームは、9月30日（月）までに、ビジネスプランのドラフトを事務局に提出すること。ドラフトは、A4用紙2枚、Microsoft Word®形式、10.5ポイント以上で作成し、以下の項目を必ず記載すること。

- ・ビジネスプランのタイトル
- ・利用した開放特許等
- ・ビジネスプランの概要
- ・事業の実現可能性、市場性検討の概要

（2）一次審査プレゼンテーション資料

参加チームは、一次審査会場（定員100名規模の会場を想定）において投影することを前提に資料を作成すること。形式等は問わない。内容については、ビジネスプランドラフトに付与された審査委員のコメントを踏まえ、検討すること。

また、審査の際の理解を助けるために、補助資料等を追加することも可とする。

（3）コンテストプレゼンテーション資料

参加チームは、コンテスト会場（定員500名規模の会場を想定）において投影することを前提に資料を作成すること。形式等は問わない。内容については、一次審査において指摘された点を踏まえ、検討すること。

また、審査の際の理解を助けるために、補助資料等を追加することも可とする。

<実施の流れ>

別紙スケジュールを参照

<注意事項>

本コンテストは、ビジネスプランを広く一般に公開することを前提としている。そのため、参加者が事業化、権利化を意図している場合には、コンテスト応募前に、特許出願、権利者への実施許諾、等の必要な手続きを取ること。